USPTO、PTABにおける審理の透明化に向けた取り組みを公表

2025年9月19日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、9月16日、特許審判部（PTAB）における審理の透明化に向けた運用変更に関する職員向けメモを通知・公表した[1]。USPTOはPTAB審理手続についてユーザーの予見可能性向上などを目的とした運用変更に係るメモを次々と公表しているが[2]、今回のメモの内容は、審決の記載を拡充させるものである。

今般、Stewart長官代行がPTAB職員向けに通知したメモの主な内容は以下のとおりである。

- PTABにおいて審理対象とされる特許クレームの有効性について、過去に庁、連邦地裁または国際貿易委員会（ITC）において既に判断が示されたものである場合であって、PTABが、暫定的または最終的に過去の判断結果と異なる判断を行う場合には、そのような判断に至った根拠を審決の中で説明しなければならない。
- この運用は、特許クレームが過去に判断されたものと完全に同一である場合のみならず、実質的に同一といえる場合にも同様に適用される。
- 仮にPTABが、過去に庁、連邦地裁またはITCにおいて既に示されていた証拠・主張と同一の内容に基づき異なる結論を導く場合には、より詳細な説明が必要とされる。
- PTABは、この判断を行うに際して、他の手続において当事者から提出された関係書類も参酌し、当事者に対して追加的な説明を求めることもできる。

PTABでは、長年にわたり首席審判官を務めてきたBoalick氏が再審査担当部署（Central Reexamination Unit）に異動するなど、要職における人事異動も報告されているところ、引き続きPTABの審理手続を巡る状況が注目される。

（以上）

[1] MEMORANDUM “PTAB consideration of prior findings of fact and conclusions of law”
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250805.pdf